

愛知県避難生活支援マニュアル

# 本編

## 在宅避難者等 支援施設運営編 (在宅・車中泊 避難者等支援)



※在宅避難者等支援施設において、在宅避難者・車中泊避難者等を支援する場合は、この本編(在宅避難者等支援施設運営編(在宅・車中泊避難者等支援))を参照。

避難所において、在宅避難者・車中泊避難者等を支援する場合(避難所が在宅避難者等支援施設を兼ねている場合)は、本編(避難所運営編)を参照。

平成27年3月  
(令和7年 11月改定)

愛知県防災安全局防災部災害対策課

# 目次

<b>多様な避難形態について</b>	1
<b>在宅避難者・車中泊避難者等への支援のポイント</b>	1
<b>在宅避難者等支援施設の役割</b>	1
<b>1 在宅避難者等支援施設の運営のポイント</b>	3
<b>2 地域住民が在宅避難者等支援施設を設置・開設する場合</b>	4
平時の対応	4
① 在宅避難者等支援施設の選定	4
② 在宅避難者等支援施設の周知	5
③ 在宅避難者等支援施設の訓練	5
災害時の対応	5
① 在宅避難者等支援施設の開設・運営	5
② 在宅避難者等支援施設の閉鎖	10
<b>3 行政が在宅避難者等支援施設を設置・開設する場合</b>	11
平時の対応	11
① 在宅避難者等支援施設の選定	11
② 在宅避難者等支援施設の周知	11
③ 在宅避難者等支援施設の訓練	11
災害時の対応	11
① 在宅避難者等支援施設の開設・運営	11
② 在宅避難者等支援施設の閉鎖	11
在宅避難者等支援施設の運営	12
<b>(参考)車中泊避難スペースの管理</b>	13
平時の対応	13
1 車中泊避難者等への対応の必要性の検討	13
2 車中泊避難スペースの選定	13
3 車中泊避難スペースの周知	14
4 車中泊避難スペースの訓練	15
災害時の対応	16
1 車中泊避難スペースの管理	16
2 車中泊避難スペースの閉鎖	16

# **多様な避難形態について**

---

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道などのインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られないなど、様々な事情により、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者が発生しました。

このように、避難者の避難生活の状況が多様化していますが、避難生活を送っている場所に関わらず、支援の内容は避難所で行うことが求められる支援の水準と同程度となるよう支援を実施することが適切です。

## **■在宅避難者・車中泊避難者等への支援のポイント**

避難所を在宅避難者・車中泊避難者等の支援の場としても機能するものとして設置することに加え、必要に応じて、在宅避難者・車中泊避難者等のための支援施設（在宅避難者等支援施設）を設置し、水・食事、物資などの提供、情報の発信など、必要な支援を行うことを検討します。

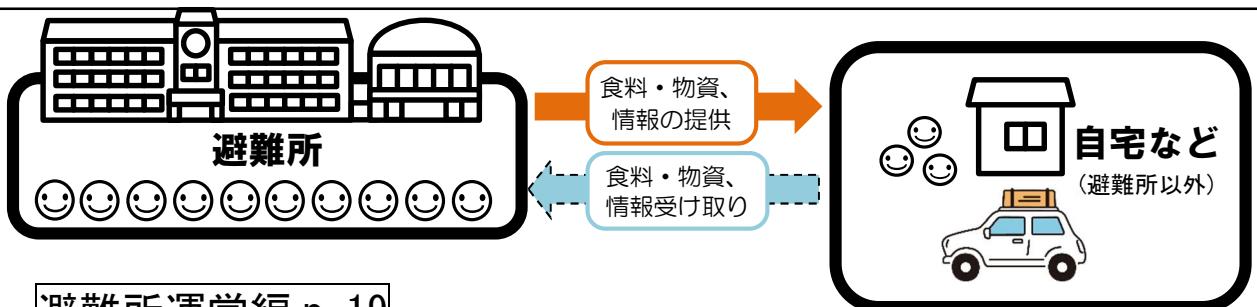
在宅避難・車中泊避難については、避難所及び在宅避難者等支援施設で行なうことが考えられます。

- ・避難所に在宅避難者・車中泊避難者等の支援施設の役割を持たせる。
- ・避難所の状況（在宅避難者・車中泊避難者等への対応が困難）や、在宅避難者等支援施設による支援が効率的・効果的（対象者数、対象地域等）である場合は在宅避難者等支援施設を設置する。

## **■在宅避難者等支援施設の役割**

避難所における在宅避難者・車中泊避難者等への支援と同様に、水・食事、物資等の提供、支援情報の発信などの必要な支援を行うなど、避難所において支援の提供を受けない在宅避難者・車中泊避難者等への支援や在宅避難者等支援施設の管理・運営を行います。

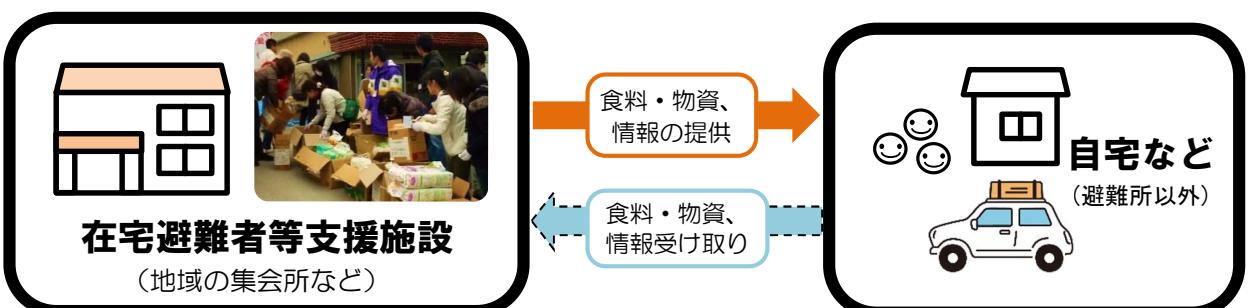
## ①避難所において支援を受ける場合



### 避難所運営編 p. 19

避難所の運営体制に在宅避難者・車中泊避難者等への対応を組み込み、一体的な運用とする。

## ②在宅避難者等支援施設を設置して支援を受ける場合



### 在宅避難者等支援施設運営編（在宅・車中泊避難者等支援）

※本マニュアルでの記載区分は以下のとおり

- ①在宅避難者・車中泊避難者等が避難所において支援を受ける場合：本編（避難所運営編）
- ②在宅避難者・車中泊避難者等が在宅避難者等支援施設を設置して支援を受ける場合：本編（在宅避難者等支援施設運営編（在宅・車中泊避難者等支援））

# 1 在宅避難者等支援施設の運営のポイント

- 避難所以外の在宅避難者・車中泊避難者等への支援を充実させるためには、自助や共助の取組も含めた体制が重要となる。
- 在宅避難者等支援施設は、設置場所や開設条件について事前に公表するなど予め計画するほか、発災後に被災状況に応じて設置場所を検討して開設するものの両輪で取り組むことが必要である。

## ① 在宅避難者等支援施設の設置

- 被災状況などに応じ、在宅避難者・車中泊避難者等が水や食料、トイレ等必要な物資の受取りや利用をしやすい場所に設置する。
- 支援拠点の設置場所として、公民館、コミュニティセンター、学習等共用施設、集会所、公園・寺社などの屋外スペース、企業等の事業所内の空きスペースなどが候補として考えられる。
- 地域の在宅避難者等支援施設に行きにくく感じる場合もあるため、被災の程度にかかわらずに行くことのできる広域的な在宅避難者等支援施設を設置することも考えられる。

## ② 在宅避難者等支援施設の運営

- 発災時の在宅避難者等支援施設の運営・管理は、地域及び利用者の自助、共助や設置施設の管理者、外部支援と連携するものとして、関係者間で協議するなど、地域の実情に応じた運営体制を平時から検討しておくことが重要である。（小規模な施設は地域や利用者が主な担い手になることが想定される。）
- 自治会や自主防災組織、在宅避難者・車中泊避難者等を中心に共助の取組として運営することを検討する。
- 広域な在宅避難者等支援施設を行政が主体となって設置し、水・食事、物資等の提供、支援情報の発信等に加え、罹災証明書の申請や屋根の応急修理に使用するブルーシートの申し込み、福祉関係も含めた相談受付機能、交流の拠点としての機能など幅広い支援を提供することも検討する。
- 災害時は行政の体制がひっ迫することを想定して、在宅避難者等支援施設の運営・管理は、地域及び利用者の自助、共助や外部支援と連携することを目指す。

## 2 地域住民が在宅避難者等支援施設を設置・開設する場合

### 【平時の対応】

#### ① 在宅避難者等支援施設の選定

- 在宅避難者等支援施設の設置場所としては、公民館、コミュニティセンター、学習等供用施設、集会所や、企業などの協力のもとで事業所内の空きスペースを確保することなどが考えられる。
- 求められる機能としては、水や食料、必要な物資配布や支援情報の提供、仮設トイレの設置などが考えられる。
- 運営は在宅避難者等支援施設を利用する人々が協力して行うこと前提とし、運営体制を検討する。
- 民間支援団体との連携、環境の整備、記録・帳簿の整備などについても検討する。

＜施設選定にあたり考慮すること＞

- 食料や物資などを運送しやすい場所にあること。
- 物資などを一時的に保管できる（高温多湿を避け、風雨を防ぐ屋根と壁がある）こと。
- 地域住民に認知されており分かりやすい。など

#### 【選定した施設一覧】

施設名	住所	利用する地区	開設時間	メモ
			(例) 昼 11:00～13:00 夜 16:00～19:00	

- 自治体においては、事前の届出を課すなどにより、平時から在宅避難者等支援施設の情報を把握しておく。  
(自治体側で把握しておく事項の例)
  - ・支援拠点の所在地
  - ・運営の代表
  - ・担当者の連絡先
  - ・対応する災害に関する情報
  - ・車中泊避難者の受け入れの有無
  - ・トイレ等設備に関する情報
  - ・想定される利用者数・利用者のリスト

## ② 在宅避難者等支援施設の周知

- 市町村のHPや自治会の会報誌、掲示板等、様々な媒体を用いての周知が考えられる。また、地域住民が設置する場合は、その旨を周知することが考えられる。
- 在宅避難者等支援施設を開設したことや受けられる支援内容等の発信の方法についても検討する。
- 避難所においても在宅避難者・車中泊避難者等が物資や情報等を受け取れることも周知する。

## ③ 在宅避難者等支援施設の訓練

- 市町村の防災訓練等に合わせて、地域で在宅避難者等支援施設の開設・運営訓練（在宅避難者等支援施設を中心とした地域住民との連携のほか、行政との情報連携や支援物資の受け渡し等）を実施することを検討する。
- 運営に必要な備品等について、平時から①で選定した在宅避難者等支援施設となる場所に備蓄を行うなど、開設・運営に向けた準備が必要である。

## 【災害時の対応】

### ① 在宅避難者等支援施設の開設・運営

- 発災2日目、3日目以降など、家庭における備蓄の状況や地域住民の取組が可能となるタイミングで開設を検討する。（地域住民が開設する場合は小規模な施設となることが想定される。）
- 施設管理者の同意を得たうえで、在宅避難者等支援施設の開設を決め、市町村に、開設した旨、開設場所、運営主体の連絡先、施設の開設時間（例：昼11:00～13:00、夜16:00～19:00）などを報告する。
- 運営は、在宅避難者等支援施設を利用する人々が当番で行う。
- **在宅避難者等支援施設の業務【別冊】**を参考に、対応する。

### ○在宅避難者等支援施設の業務

#### （1）運営体制の確立

- 在宅避難者等支援施設の管理・運営方法は、施設の管理者や在宅避難者等支援施設の利用者などで相談して決める。  
　　<在宅避難者等支援施設で行うこと>
  - ・水・食料、物資の要請・配布、地域の情報等の提供
  - ・市町村災害対策本部との連絡・調整

- ・施設を利用する組の人々の意見・要望などを取りまとめ、市町村災害対策本部に伝える など
- 市町村災害対策本部との連絡手段を確保する。
- 在宅避難者等支援施設の利用者の代表者は、利用者の意見・要望などを取りまとめる。

## (2) 食料・物資の配給に必要な場所などの確保

### ア 保管場所の確保

- 備蓄倉庫などがある場合は、そのまま利用する。ない場合は、食料や水、物資を一時的に保管する場所を決める。
- 保管場所の鍵の管理を施設管理者と協議する。

#### <保管場所>

- ・高温・多湿を避け、風雨を防げる壁と屋根があり、鍵がかかる場所が望ましい。
- ・物資の荷下ろしをする場所や、配給する場所などの位置や動線も考慮する。

### イ 荷下ろしをする場所の確保

- 車両による物資輸送を想定し、道路から行き来がしやすく、保管場所とも近い場所を荷下ろし場とする。

### ウ 配給に必要な資機材の確保

- 運搬用の台車など必要な設備・道具で使用できるものがあるか施設管理者と打ち合わせる。

## (3) 利用者の把握（利用者名簿の作成）

- 在宅避難者・車中泊避難者等の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した利用者名簿を作成し、利用者数を管理する。市町村から水、食料などの支給を受ける場合、市町村災害対策本部へ毎日報告する。（参考：**避難所等利用者登録票（様式集 p. 12-13）**。アプリ等のデジタル技術の活用も考えられる。）
- 利用者数は何時までに報告するか市町村災害対策本部と協議して決めておく。
- 利用者名簿の作成に当たっては、被害の状況やインフラの状況などを併せて把握し、当該避難者等が必要な支援を特定する。
- 新たに在宅避難者等支援施設を利用する人の情報を得た場合には、避難所等利用者登録をしてもらう。紙ベースの場合は、様式を市町村災害対策本部へ送付する。（参考：**避難所等利用者登録票（様式集 p. 12-13）**。アプリ等のデジタル技術の活用も考えられる。）

- 在宅避難者等支援施設を利用しなくなった人がいる場合には、退所登録してもらう。紙ベースの場合は、様式を市町村災害対策本部へ送付する。(参考：**退所届(様式集 p. 17)**)。アプリ等のデジタル技術の活用も考えられる。)
- 在宅避難者等支援施設の利用者には、健康状態のセルフチェックを促す。
- 在宅避難者等支援施設の利用者で配慮すべき事項がある人がいた場合は市町村災害対策本部へ連絡する。

#### (4) 食料・物資の必要数の報告と受け取り

##### ア 必要数の報告

- 水や食料が不足する場合は**食料依頼伝票(様式集 p. 34)**に、物資が不足する場合は**物資依頼伝票(様式集 p. 30)**に記入する。
- 記入後は写しをとり、原本を市町村災害対策本部に送付する。
- 依頼伝票の写しはファイルにとじて保管する。
- 行政職員が新物資システム（B-PLo）を利用する場合は、新物資システム（B-PLo）を用いて調達する。

##### イ 受け取り

- 水や食料、物資が届いたら、アで保管した依頼伝票の写しにより内容と数を確認し、受領サイン欄に押印または署名をする。
- 水や食料、物資を適切に管理するため、水や食料は**食料管理表(様式集 p. 35)**に、物資は**物資受入簿(様式集 p. 31)**と**物資ごとの受入・配布等管理簿(様式集 p. 32)**、**物資の給与状況(まとめ表)(様式集 p. 33)**に、届いたものの内容や数を記入する。
- 市町村災害対策本部へ受領した旨を連絡する。
- 行政職員が新物資システム（B-PLo）を利用する場合は、新物資システム（B-PLo）を用いて到着確認する。

#### (5) 食料・物資の配給

##### ア 配給時間と場所を知らせる。

- 水や食料、物資を配給する時間と場所を決める。
- 情報掲示板へ掲示し、在宅避難者等支援施設の利用者全員に伝わるようにする。

##### イ 配給状況をまとめる

- 物資の給与状況(まとめ表)(様式集 p. 33)**に給与状況をまとめておく。
- 個別対応が必要な物資などの配給

- 哺乳瓶や乳児用のミルク、生理用品、紙おむつなど、使う人が限られる（特定される）物資は、その人が配給を受けやすい方法などを検討する。
- 個別対応する物資の配給方法が決まつたら、情報掲示板へ掲示するなどして在宅避難者等支援施設利用者全員に確実に伝わるようにする。
- 食物アレルギーを有する人については、食事の原材料表示や避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供、管理栄養士等への相談など、食料や食事に配慮する。また、文化・宗教上の理由による食事への配慮等を行う。
- 物資については、災害の種類や季節に応じた必要な物資を検討する。
- 入浴機会の確保や洗濯機会の確保など在宅避難者支援施設で行えないものは、近くの避難所を案内する。

## (6) 食料・物資の保管

- 食料、物資を一時的に保管する場合は、一時保管場所に運搬し、用途や種類ごとに分けて保管する。
- 水や食料は**食料管理表（様式集 p. 35）**、物資は**物資ごとの受入・配布等管理簿（様式集 p. 32）**により在庫を管理する。
- 行政職員が新物資システム（B-PLo）を利用できる場合は、新物資システム（B-PLo）を用いて管理する。

＜保管のしかた＞

- ・気温が高い時期は、水や食料が腐敗しないよう、冷暗所に保管し、開封したものは長く保存しないなど衛生管理に注意する。
- ・調理済み食料など日持ちのしないものは、保存せず、なるべくすみやかに配布し、消費する。
- ・アレルギー対応食品は、他の食品と必ず分けて保管する。
- ・常に在庫数が把握できるよう、整理整頓を心がける。

## (7) 情報の提供

- 在宅避難者等支援施設においても在宅避難者・車中泊避難者等に対し避難所と同様の情報提供を実施する。
- 在宅避難者等支援施設の敷地入口付近など見やすい場所に情報掲示板を設置する。
- 情報掲示板は在宅避難者等支援施設の利用者の代表者が中心となり管理する。

- 市町村から在宅避難者等支援施設への情報提供のルールをあらかじめ定めておく。
- 在宅避難者・車中泊避難者等が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから必要性に即した情報を的確に提供する。
- 期限切れの情報や古い情報は掲示板から取り除く。
- 重要な情報は、**避難所利用者の事情に配慮した広報(資料集 p. 10)**を参考に、在宅避難者等支援施設利用者全員に伝わるようにする。
- 市町村から避難所への情報提供ルートの中に、在宅避難者等支援施設についても含める情報提供のルールをあらかじめ定めておく。

## (8) 衛生・健康管理

- 在宅避難者等支援施設において、携帯トイレを配布するほか、在宅避難者等支援施設に簡易トイレや仮設トイレ等を設置するなど、付近の在宅避難者・車中泊避難者等が清潔なトイレを利用できるよう整備する。
- 在宅避難者等支援施設は、避難者等が滞在、生活する場ではないため、避難所等の共同生活を行う上での衛生対策は想定されないが、炊き出しやお弁当による食品の給与や飲料水の供給、トイレの提供等を適切に行うための衛生環境確保が求められる。そのため、炊き出しを実施する際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理を行う必要があるほか、食料品は冷暗所で保管する。
- 必要に応じて近隣避難所の保健・衛生班や外部支援受入班と連携して保健師や医療チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）などの派遣を要請し、巡回してもらう。
- 車中・テントでの生活が長期にならないよう、本人の希望を聞いて、避難所建物内への移動を勧める。
- 車中泊避難者についてはエコノミークラス症候群や車の排気ガスによる健康被害防止のため、弾性ストッキングの配布や**エコノミークラス症候群を予防しましょう！(リーフレット集 p. 3)**、**車中泊避難の8力条(リーフレット集 p. 4)**、**車中泊避難におけるエコノミークラス症候群リスクチェックシート(リーフレット集 p. 5)**の活用などの対策を行う。
- 在宅避難者等支援施設を利用する在宅避難者・車中泊避難者等の体調に変化があった場合には、外部医療機関等へつなげるなどの対応をとる。

## (9) 防火・防犯対策

- 火元責任者を決める。
- たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど完全に消火すること、石油ストーブなどの暖房器具からの火災防止のため十分注意を払うことを、**避難所利用者の事情に配慮した広報(資料集 p. 10)**を参考に、利用者全員に伝える。
- 必要に応じて、近隣の警察署に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。
- 警察署から不審者情報を入手したら、**避難所利用者の事情に配慮した広報(資料集 p. 10)**を参考に、利用者全員に知らせる。

## ② 在宅避難者等支援施設の閉鎖

- 在宅避難者等支援施設は、電気・ガス・水道といったインフラの復旧状況や物流の回復状況、地域の小売店の営業再開状況など、地域の実情に応じて閉鎖を検討する。
- 在宅避難者等支援施設の閉鎖は、必ずしも避難所の閉鎖のタイミングと一致させる必要はなく、避難所よりも前又は後に閉鎖することも考えられる。
- 闭鎖にあたっては、**避難所利用者の事情に配慮した広報(資料集 p. 10)**を参考に、在宅避難者等支援施設利用者全員に伝える。

### 3 行政が在宅避難者等支援施設を設置・開設する場合

#### 【平時の対応】

##### ① 在宅避難者等支援施設の選定

- 大規模な広域支援拠点として開設する場合や、発災後に自治会などによる運営を確保できない地域で開設する場合は、行政が主体となることも想定されることから、事前に設置場所を検討する。
- 運営体制、施設管理者や民間支援団体との連携、環境の整備、記録・帳簿の整備、食料・物資の備蓄などについても検討する。

p. 3 「① 在宅避難者等支援施設の選定」を参照

##### ② 在宅避難者等支援施設の周知

p. 3 「② 在宅避難者等支援施設の周知」を参照

##### ③ 在宅避難者等支援施設の訓練

p. 4 「③ 在宅避難者等支援施設の訓練」を参照

#### 【災害時の対応】

##### ① 在宅避難者等支援施設の開設・運営

- 避難所の開設状況や地域の在宅避難・車中泊避難の実施状況などを確認し、必要と考えられるタイミングで開設を検討する。
- 様々な機能を有する広域的な支援拠点として開設する場合、水や食料、必要な物資配布や支援情報の提供、仮設トイレの設置などのほか、罹災証明書の申請や屋根の応急修理に使用するブルーシートの申し込み、福祉関係も含めた相談窓口を設置すること、交流の拠点の設置等の機能を持たせることなどが考えられる。
- 在宅避難者等支援施設の開設情報や受けられる支援内容の情報を発信する。

p. 5 「① 在宅避難者等支援施設の開設・運営」を参照

##### ② 在宅避難者等支援施設の閉鎖

p. 10 「② 在宅避難者等支援施設の閉鎖」を参照

## 在宅避難者等支援施設の運営

	支援施設運営の動きと留意点	行政の対応
開設時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設した旨、開設場所、運営主体の連絡先、支援施設の開設時間を市町村に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設している支援施設の把握、整理</li> <li>・支援施設の開設情報や受けられる支援内容等の情報を発信</li> </ul>
開設中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援施設の利用者名簿の作成（必要な食料・飲料水等の数、その他の必要な物資の内容や数量を把握） ⇒行政から食料・飲料水等の支給を受ける場合は、定期的に利用者数や必要数を報告</li> <li>・支援施設の利用者について、市町村側で状況把握が済んでいない者について、支援施設に訪問した際に、調査票等の記入を依頼</li> <li>・食料、飲料水、支援物資の配布等 ※食料の配布を行う場合には、衛生管理に留意する。 ※食料、飲料水、支援物資の配布等においては、避難者等の氏名や数量などを記に残す。</li> <li>・支援情報を支援施設の利用者に提供 (掲示板への掲示、案内の配布 等)</li> <li>・民間支援団体との連携 (NPO 等の民間団体の支援が得られる場合には、家屋の片付け等に使用する資機材の貸出や心のケア、その他の支援の実施を検討することも効果的である。)</li> <li>・車中泊避難者を受け入れる場合 支援施設で車中泊避難者スペースを設ける場合は、通常の支援施設の運営に加えて、健康管理、トイレの確保等が必要となるため、注意が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各支援施設の利用者数、食料等の必要な物資数を集約</li> <li>・支援施設で把握した情報の集約・蓄積を実施</li> <li>・配布する食料、飲料水、支援物資等の不足が生じた場合には、補充等の対応を実施</li> <li>・避難所において提供している支援情報等、支援に係る情報を支援施設に提供</li> </ul>
閉鎖時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖する旨を市町村に連絡（利用者名簿や物資の配布状況等、支援施設の運営に関する記録を整理し、市町村に提出）</li> </ul>	

# (参考)

長期的な車中泊避難は望ましくないため、早期の解消を目指す必要があることから、本編は参考とする。

## 車中泊避難スペースの管理

### ■車中泊避難者への支援のポイント

車中泊避難者の支援を行う観点からは、車中泊避難を行うためのスペース（車中泊避難スペース）を平時から検討、公表することで、車中泊避難者の集約を行うことを検討します。

長期的な車中泊避難は望ましくないため、早期の解消を目指します。

### 【平時の対応】

#### 1 車中泊避難者等への対応の必要性の検討

- 車中泊による避難が発生するか否か、また、その規模等については、地域の実情に応じて様々であるため、対応の必要性について検討する（対応が必要な例として、平成28年熊本地震に関する県民アンケート調査結果報告書から、子育て世帯、体が不自由な方との同居世帯が多い地域、余震が不安なことが理由とされていることから住宅の耐震化が進んでいない地域などの車中泊避難者の対応が考えられる。また、大規模な商業施設の駐車場や大学の駐車場や企業のグラウンド等での車中泊避難も考えられる。）。
- 車中泊避難については、健康面から注意が必要な点も多いことから、車中泊が想定される場合は、平時から、
  - ・車中泊の留意事項や事前の準備、車中泊を避けるべき方についての広報活動
  - ・車中泊避難を行うためのスペースの検討・環境整備
  - ・車中泊避難を想定した訓練
  - ・携帯トイレ、水、弾性ストッキング等必要な備品の備蓄等を進めることが必要である。

#### 2 車中泊避難スペースの選定

- 車中泊避難スペースの設置場所としては、避難所の駐車場、トイレや物資支援のスペースが確保されている大規模な都市公園、商業施設、道の駅などの駐車場、平時からレジャーとして車中泊を行うことを想定し設備が整った施設などが考えられる。
- 管理を委託している公共施設や民間施設を利用する場合は、施設管理者と事前に協定を締結するなど、準備を進めておくことも考えられる。

**<スペースの選定にあたり考慮すること>**

- トイレ、給水施設、電源などが整備されている、または発災時に設置できること。
- 地域住民に認知されており分かりやすいこと。など

**【選定した施設一覧】**

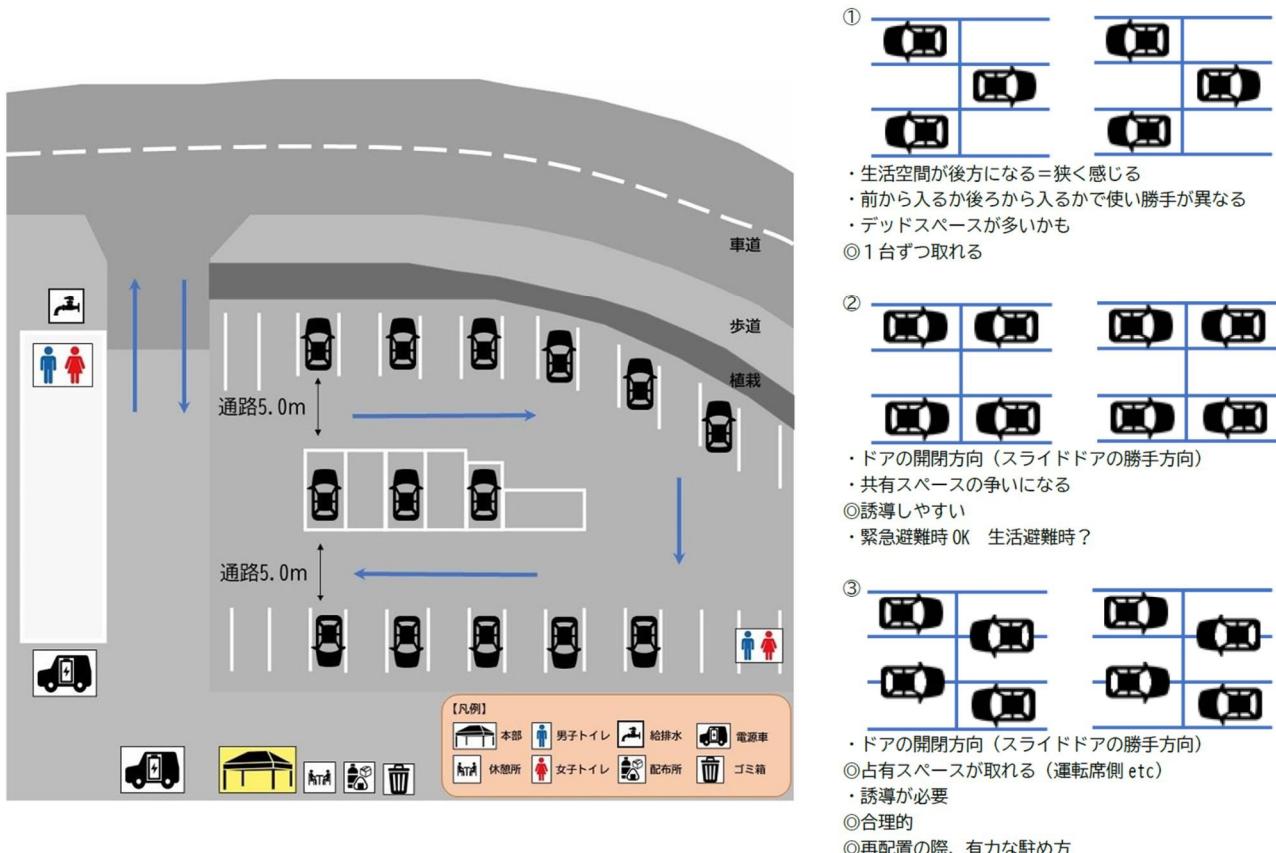
施設名	住所	利用する地区	メモ

- 車中泊避難スペースは、避難生活を送るための設備が必要であり、トイレ（照明等の設備を含む。）、給水/排水施設、電源等が整備されている、又は発災時に設置できることが望ましい。

### 3 車中泊避難スペースの周知

- 市町村のHPや自治会の会報誌、掲示板等、様々な媒体を用いての周知が考えられる。
- 車中泊避難スペースを設置した場合の設置している旨の情報やスペースの空き情報等の発信の方法についても検討する。
- 車中泊避難スペースは、避難所と異なるルール決めが必要となることが想定されることや、障害、ペットなどの理由により車中泊を選択する避難者等も想定されることから、状況把握の方法や駐車スペースの区分け、必要な機能の配置、車路や生活空間の確保といったゾーニング、場所決めなどの注意点の広報（一例としてアイドリングや音・光についての運用ルール、巡回支援による各車両の見回りや、要配慮者・男女・ペット連れ等避難者の属性による駐車スペースの区分け、トイレ・給水・ゴミ捨て場・本部などの配置、車路幅の確保など）を検討する。

- 健康被害を防ぎ、適切な方法で車中泊避難を行えるようにするため、**工**  
**コノミークラス症候群を予防しましょう！(リーフレット集 p. 3)、車中**  
**泊避難の8力条(リーフレット集 p. 4)、車中泊避難におけるエコノミー**  
**クラス症候群リスクチェックシート(リーフレット集 p. 5)**などを活用し、車中泊の留意事項や事前の準備、車中泊を避けるべき方についての広報を検討する。
- 避難者等の状況把握や、環境の整った場所で車中泊避難が行われるよう、事前の判断により、車中泊避難を行うためのスペースを事前に公表することで、車中泊避難の実施場所を誘導する。  
Ex. 大規模な都市公園や商業施設の駐車場であって、トイレや物資支援のスペースが確保されている場所、道の駅、平時からレジャーとして車中泊を行うことを想定し設備が整った施設等の活用
- 車中泊を行う際の車内外の環境整備の方法について、平時から周知を行う。例えば、車内で足を伸ばして寝ることのできる状態や適切な人数での利用、換気、水分補給や適度な運動の実施、雨天時の対応、断熱や防寒など季節ごとの配慮事項等についてもあらかじめ広報する。



車中泊避難スペースのイメージ（出典　（一社）九州防災パートナーズ「車中泊避難所設置マニュアル」）  
※災害発生直後等の避難者が多い場合等、余裕を持って受け入れることが難しいこともあるので、その際は駐車可能台数を増やす等の措置が必要となる。

## 4 車中泊避難スペースの訓練

- 市町村の防災訓練等に合わせて、車中泊避難スペースの開設・運営訓練（車中泊避難スペースを中心とした地域住民との連携のほか、行政との情報連携や支援物資の受け渡し等）を実施することを検討する。
- 運営に必要な備品等について、平時から備蓄を行うなど、開設・運営に向けた準備を行うなどが考えられる。

## 【災害時の対応】

### 1 車中泊避難スペースの管理

車中泊避難スペースの管理方法は、車中泊避難スペースの利用者が協議して決める。

車中泊避難スペースの管理業務として、次の業務が考えられる。なお、班体制は**避難所運営編 p. 26**を参考に区分する。

#### (1) スペースの維持管理

- 駐車スペースの区分け、車路の確保といったゾーニング、場所決めなど駐車のルールを決める。
- トイレやゴミ集積場、廃棄物置き場といった設備や場所について、使用ルールを定めるとともに定期的に維持管理を行う。

#### (2) 情報提供等

- 車中泊避難スペースの敷地入口付近など見やすい場所での情報掲示板の設置や個別配布を行うなど場に応じた情報提供方法を検討する。
- 重要な情報は、**避難所利用者の事情に配慮した広報(資料集 p. 10)**を参考に、車中泊避難スペース利用者全員に伝わるようにする。
- 期限切れの情報や古い情報は掲示板から取り除く。
- 車中泊避難スペース内での情報集約及び避難所または在宅避難者等支援施設への伝達を行う体制を検討する。

#### (3) 食料、飲料水、支援物資の配布等

- 避難所または在宅避難者等支援施設に対する支援物資等の受取や不足する物資等の情報伝達等を行う体制を検討する。
- 水や食料、物資を配給する時間と場所を決める。
- 哺乳瓶や乳児用のミルク、生理用品、紙おむつなど、使う人が限られる（特定される）物資は、その人が配給を受けやすい方法などを検討する。
- 配給する時間や場所等は情報掲示板へ掲示し、車中泊避難スペースの利用者全員に伝わるようにする。

### 2 車中泊避難スペースの閉鎖

- 車中泊避難スペースは、避難者数の減少や電気・ガス・水道といったインフラの復旧状況など、地域の実情に応じて閉鎖を検討する。
- 車中泊避難は、エコノミークラス症候群等のリスクもあることから、開設期間が長期間となることを避け、なるべく短期間で閉所できるよう検討する。